

(参考様式第9号の2)

2026年度支援業務に係る事業計画

2026年 4月 1日から2027年 3月 31日まで

(法人の名称) 特定非営利活動法人 大牟田ライフサポートセンター

1 事業実施の方針

当法人の活動趣旨と目的を踏まえ、定款第5条に規定する事業(①入居支援事業、②生活相談支援事業、③啓発事業、④その他必要な活動)等を実施する。

① 入居支援事業

当法人の専門家と関係機関が連携し、相談者への直接支援やネットワーク形成等により住居確保の支援を行う。住宅確保要配慮者に対して必要に応じて身元保証、連帯保証を実施する。

現在シェルターを3軒稼働しているが、利用ニーズに対応できるよう、市営住宅の目的外使用を含め、空き家等の活用により、緊急的、一時的な住まいの確保を検討する。

また、2026年1月29日、市営住宅の目的外使用により居住サポート住宅の認定を受けたことから、住宅確保要配慮者の更なる入居支援を進めていく。

② 生活相談支援事業

定期的な協力会員への安否確認・生活状況の聞き取りを行い、必要に応じ、各相談支援事業所や関係機関と連携を図りながら適宜対応していく。

要支援者の安否確認、見守り、随時の訪問等を行いながら、必要に応じ関係機関や専門家につなぐなど、質の高い支援の提供に努める。

③ 啓発事業

当法人の活動を周知、啓発をするため、不動産事業者、市内相談支援事業所等のみならず、市民をはじめ賃貸事業者や空き家所有者を対象とした研修会を実施する。

④ その他事業

国土交通省住宅局の補助金を活用し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅(休眠空き家と不動産市場で流通し難い空き家等)への入居促進や住情報システムへの登録促進等を実施していく。

また、協力会員や新規相談者から、自らの死亡時や死亡後の不安などが増加傾向にあることから、死後事務委任契約を進めていく。

⑤ 会員拡大

当法人の安定した事業継続と居住支援における人材育成を目的に会員拡大を目指す。

2 事業の実施に関する事項

| 業務種別 | 業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。) | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 対象者の範囲及び予定人数 | 事業費の予算額 (千円) |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------|----------------------------------|-----------------|
| 法第62条第一号に掲げる業務 | 予定なし | | | | |
| 法第62条第二号に掲げる業務 | ①住まい探しに係る相談 不動産店の紹介、賃貸業者とのマッチングによる入居支援を行う ②サブリース 月額 32,000 円 | 事務所 大牟田市内及び近郊 | 120 人 (延べ人数) | ①住宅確保要配慮者 200 人 ②10 人 | 4,440 |
| 法第62条第三号に掲げる業務 | ①モーションセンサーによる1日に1回以上の安否確認(1,000円/月) ②月1回以上の電話・随時の訪問による安否確認及び相談・日常生活支援対応等(0円~2,000円/月) | 事務所及び支援対象者居宅 | ①20人 ②60人 | ①住宅確保要配慮者 20人 ②住宅確保要配慮者 60人 | 3,092 |
| 法第62条第四号に掲げる業務 | 居住支援法人の活動に係る周知・啓発を図るため、説明会やセミナーを行う。 | 大牟田市内 | 30人 | 空き家所有者、賃貸人、居住支援法人、行政職員など 100人 | 300 |
| 法第62条第五号に掲げる業務 | 予定なし | | | | |
| 法第62条第六号に掲げる業務 | 賃貸保証の提携業者と連携し、残置物処理業務、直葬等を行うほか、入居先の契約解除、行政手続き支援等の死後事務を行う。 | 大牟田市内 | 5人(延べ人数) | 会員の死亡、夜逃げに伴うもの 5人 | 168 |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>連携内容①</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大牟田市居住支援協議会の事務局を、大牟田市建築住宅課と共同で運営。 ・入居支援については、基本的には、大牟田市の福祉課、保護課、男女協働参画センター、地域包括支援センター等、行政が一時受付を実施した被支援者を対象とし、相談は各所管の担当職員はもとより、重層的支援体制整備事業により大牟田市に配置された担当者（以下「よろず相談員」という。）同席のもと実施。 <p>よろず相談員を支援者として、伴走支援を依頼し、共に入居者の支援ネットワークを形成。また、当法人やよろず相談員からの声掛けにより、市の関係課職員はもとより、弁護士、司法書士、施設職員等と共にケース会議を開催。</p> |
| <p>連携内容②</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援活動について理解を得られた不動産業者等と連携し入居を支援。当法人が連帯保証を引き受ける際には、連帯保証人の債務について理解を求める協議を実施。 ・債務保証会社と連携し、残置家財処分業務等死後事務を実施。 ・入居者の属性に応じ、公的機関や民間施設等につなぐために日ごろから連携を図る。 |
| <p>人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大牟田市と共同で居住支援セミナーを開催。 ・空き家所有者の無料相談会を年に2回開催し、居住支援法人の活動への理解と住宅確保要配慮者への住宅提供について理解を求める。 ・全国居住支援法人協議会主催の研修会に参加。 |

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。